

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 12 月 2 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 吉川 昌孝
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

ゴルフ会員権の損益通算が廃止に?! 2014 年税制改正大綱速報

政府・与党がゴルフ会員権やリゾート会員権の売却損を給与など他の所得から差し引いて所得税を抑える、いわゆる「損益通算」の仕組みを廃止することを自民、公明両党の税制調査会で協議し、12 月中にまとめる 2014 年度税制改正大綱に盛り込む方針であることが判明しました(2013 年 11 月 28 日、時事通信)。何度も税制改正の話題になってきたゴルフ会員権の損益通算廃止論ですが、今年こそついに改正か?? というところで簡単にご説明させていただきます。

1. 現在の税法上の取扱い・・・

現在のゴルフ会員権、リゾート会員権の譲渡所得は総合課税の対象となっており、事業者所得や不動産所得、給与所得等の他の総合課税の対象となっている所得と「損益通算」ができます(所法 69 条)。要するに売却して損が出た場合には、その損は他の所得との相殺が可能となり、他の所得により生じた所得税・住民税の負担を軽減することができる、つまり損をした分だけ税金を支払わなくて済むということです。たとえば、給与所得等のように先に税金を支払っている場合には税金を戻してもらえることができます。

2. なぜ「損益通算」が可能となるのか・・・

所得税では、所得を 10 種類に分けていますが、この 10 種類の全ての所得の赤字が他の所得と損益通算できるわけではありません。赤字になった所得を他の所得と損益通算できるのは総合課税の対象となる所得に限られています。たとえば申告分離課税の対象である土地建物等の譲渡所得の赤字は、その年中に生じた他の土地建物等の譲渡所得としか相殺できません。ゴルフ会員権が他の所得と損益通算できるのは総合課税の対象となっているからなのです。

ただし、所得税法では、競走馬や別荘、書画・骨董等の「生活に通常必要でない資産」(所施行令 178)の売却によって生じた譲渡損の金額は、不動産所得等の他の所得との「損益通算」について大幅な制限が設けられています。しかし、ゴルフ会員権やリゾート会員権はこの「生活に通常必要でない資産」に含まれておらず、譲渡損を他の所得と相殺できる「損益通算」が可能だったのです。

3. 改正となった場合、いつから適用開始されるのか・・・

かつては、土地建物等の譲渡所得と他の所得の損益通算は認められていました。しかし、平成 16 年 3 月 26 日に規定が改正され廃止となっています。その際に問題となったのが、改正法の適用開始時期です。それまでの常識では改正法の適用開始時期は、早くても法律可決後の 4 月 1 日でした。しかし、譲渡所得の損益通算の廃止の適用開始時期は、なんとその年の 1 月 1 日に遡ったのです。この適用開始時期については憲法第 84 条(租税法律主義における遡及立法の禁止の原則)に抵触するとして最高裁でも争われましたが、納税者の予測可能性を著しく損なわない限りにおいては、遡及立法は例外的に認められるとされ、違憲にはあたらないとの判決(2011 年 9 月 22 日、最高裁判決)が出ています。もしゴルフ会員権の損益通算が改正となった場合、その適用開始時期が土地建物等の譲渡所得の損益通算の改正の時のように遡及適用されるのかどうか非常に注目されます。

4. 今後の動向・・・

今後、税制調査会内でゴルフ会員権を上述の「生活に通常必要でない資産」に含めることの議論がされるわけですが、今年もこのゴルフ会員権の損益通算廃止論が報道されたことにより、今まで通り、関係業界団体からの反発が出ることが予想されます。また、上述の税制調査会でも反対論が出て損益通算廃止論をかき消す動きが出るものと予想されます。ただし、「富裕層への課税強化」という時流を考えると、2014 年税制改正大綱には、もしかしてゴルフ会員権の損益通算の廃止が盛り込まれるかもしれません。

税制改正となった場合、適用開始時期がその年の 1 月 1 日に遡及適用される可能性もあります。そうなった場合、含み損があるゴルフ会員権をお持ちの方々にとっては、年内 12 月中の譲渡が最後のチャンスとなることが考えられます。将来的にゴルフ会員権を手放すことを検討されている方は、思い切って今年中に売却すれば、譲渡損を他の所得と損益通算することができ、他の所得から生じた所得税・住民税の負担を大幅に軽減することができるかもしれません。一度ご検討されてみては如何でしょうか。ゴルフ会員権の譲渡について御質問等がございましたらお気軽に弊社までご連絡下さいませ。担当者が詳しくご説明させていただきます。

【担当: 吉川】